

# 平成24年度 行政運営方針

愛知労働局

1、愛知労働局では労働行政を総合的に推進するため、平成24年度においては、「若者の安定雇用の確保」、「求職者支援制度の確かな推進」、「安心して働くことのできる環境整備」、「雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保対策の推進」、「地方自治体や関係機関との連携」を重点に取り組むこととしており、労働基準部では、以下の施策を最重点対策として取り組むこととしています。

① 解雇、賃金不払事案等への的確な対応

② 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

③ 死傷災害減少を図る

④ 過重労働対策の推進

⑤ 労災請求長期未決定事案の早期解消

場合には、労働基準関係法令違反等の未然防止を図るため、速やかに必要な指導を行います。

● 解雇、賃金不払等の申告事案に対しては、その早期の解決のため優先的に迅速かつ適切な対応を図ります。

● 「有期労働契約の締結、更新および雇止めに関する基準」に基づく更新の有無や更新の判断基準の明示、雇止めの予告等について周知徹底を図ります。

「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年厚生労働省策定）に基づき指導を行うとともに、「長時間労働の抑制に向けた取組の推進」、「労働時間管理の適正化の徹底」、「職場における健康管理対策の推進」等に取り組みます。

① 一般労働条件の確保

● 法定労働条件の履行確保上の問題が懸念される事案については、その解決のため迅速かつ適切に対応します。

● 大型倒産、大量整理解雇等の情報を把握した

請求書受付後6カ月以上を経過した労災請求未決定事案については、進行管理の一層の徹底、事務処理の効率化など、局署一体となった組織的対応により早期解消を図ります。

2、上記1の最重点対策に加え、労働基準部では以下の対策に取り組みます。

① 一般労働条件の確保

● 大型倒産、大量整理解雇等の情報を把握した

請求書受付後6カ月以上を経過した労災請求未決定事案については、進行管理の一層の徹底、事務処理の効率化など、局署一体となった組織的対応により早期解消を図ります。

2、上記1の最重点対策に加え、労働基準部では以下の対策に取り組みます。

① 一般労働条件の確保

● 法定労働条件の履行確保上の問題が懸念される事案については、その解決のため迅速かつ適切に対応します。

● 大型倒産、大量整理解雇等の情報を把握した

請求書受付後6カ月以上を経過した労災請求未決定事案については、進行管理の一層の徹底、事務処理の効率化など、局署一体となった組織的対応により早期解消を図ります。

2、上記1の最重点対策に加え、労働基準部では以下の対策に取り組みます。

① 一般労働条件の確保

● 法定労働条件の履行確保上の問題が懸念される事案については、その解決のため迅速かつ適切に対応します。

● 大型倒産、大量整理解雇等の情報を把握した

請求書受付後6カ月以上を経過した労災請求未決定事案については、進行管理の一層の徹底、事務処理の効率化など、局署一体となった組織的対応により早期解消を図ります。

2、上記1の最重点対策に加え、労働基準部では以下の対策に取り組みます。

① 一般労働条件の確保

## 改善対策

- 外国人労働者、自動車運転者、介護労働者、医療機関の労働者、障害者である労働者等、特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
- 労災かくしの排除に係る対策
- 下請取引の適正化による労働条件の確保
- ②最低賃金制度の適切な運営
- 最低賃金額の周知および遵守の徹底
- 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援
- ③労働時間等の設定改善の促進
- 労働時間等設定改善法に基づく支援
- 医療現場での勤務環境の改善に向けた取組の推進
- ④労働者の安全と健康の確保対策
- 安全確保対策の推進
- 健康確保対策の推進
- ⑤労災補償対策の推進
- 労災保険給付の迅速・適正な処理
- 精神障害等事案および

び脳・心臓疾患事案に係る迅速・適正な処理

- 石綿救済法改正等に係る周知徹底および石綿関連疾患事案に係る的確な対応

3、愛知労働局の平成24年度行政運営方針は、以下のとおりです。

第1 愛知の労働行政を取り巻く情勢と課題

1、雇用をめぐる情勢と課題

2、労働条件等をめぐる情勢と課題

3、その他労働局における情勢と課題

第2 愛知労働局の重点対策

1、若者の安定雇用の確保

2、求職者支援制度の確かな推進

3、安心して働くことのできる環境整備

4、雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保対策の推進

5、地方自治体や関係機関との連携

第3 愛知の労働行政

の具体的対策

1、雇用の安定のための対策

2、民間等の労働力需給調整事業に係る対策

3、安心・安全・健康に働ける職場づくりのための対策

4、職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

等

5、労働保険制度の円滑適正な運営

6、個別労働紛争解決制度の積極的な運用

第4 愛知労働局における行政展開に当たっての基本的対応

1、総合的労働行政機関としての機能（総合性）の発揮

2、計画的・効率的な行政運営

3、地域に密着した行政の展開

4、保有個人情報厳正な管理および情報公開制度等への適切な対応

5、綱紀の保持と行政経費の削減等

## 事業主の皆様へ

# 年間安全衛生計画を作成しましょう

愛知労働局

労働災害の一層の減少を図っていくには、PDCA（計画—実施—評価—改善）サイクルという一連の過程を定めて、組織的かつ継続的に実施する安全衛生管理に関する仕組み（労働安全衛生マネジメントシステム）を確立し、適切に運用していくことが重要です。

労働災害防止に対する自社の説明責任のためにも、安全衛生目標を設定し、その目標を達成するための安全衛生計画を作成しましょう。

なお、作成された年間計画書については、労働基準監督署への提出は不要です。

安全衛生計画書の様式（雛形）は当局ホームページ（[http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news\\_topics/kantokusho\\_oshirase/kariya/23110630001.html](http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantokusho_oshirase/kariya/23110630001.html)）に掲載してあります。